

## 協定書

学校法人大谷学園（以下「甲」という。）と大阪教育合同労働組合（以下「乙」という。）とは、非常勤講師の契約上限の問題について、乙が甲に申し入れた平成28（2016）年9月2日付け「団体交渉申入書」及び同年12月6日付け「事前説明要求書」に基づき、同年10月4日及び12月16日に交渉、協議を行った。

その結果、下記の通り合意に達したので、ここに協定を締結する。

### 記

- 1 甲は、非常勤講師の労働契約について、平成25（2013）年度以降、更新の上限を5年間に設定していたが、平29（2017）年度から制度を改め、5年間の更新の上限を設けないこととする。
- 2 平成20（2008）年に締結した協定書にあるとおり、今後とも、甲は、組合員に関する労働条件の変更については、乙と事前に連絡・協議する方向で対処する。また、引き続き労働諸法令の遵守に努める。

平成29（2017）年2月14日

大阪府大阪市阿倍野区共立通2丁目8番4号

学校法人 大谷学園

理事長 左藤 一義



大阪府大阪市中央区北浜東1-17-8 F

大阪教育合同労働組合

執行委員長 大椿 裕子

